

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		住所又は所在地		長崎県●●市◆◆町▲▲			
		氏名又は名称及び代表者名		□□産業株式会社 代表取締役 ○○ ○○			
申告		個人番号又は法人番号		右つめてご記入ください。 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
		焼却施設、最終処分場のいずれかを☑してください		経理グループ △△ △△ (電話 095-***-****)			
申告者		<input checked="" type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <small>(該当するものの□にレ印)</small>		名称		□□産業株式会社	
				所在地		長崎県●●市◆◆町▲▲ (電話 095-***-****)	
申告の対象期間		令和4年10月1日から令和4年12月31日まで					
期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量		①	千		2 5 1.0012		
焼却施設のみ	規則第3条第1項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を原料とした製品等を製造するための焼却施設への搬入)	②	端数は処理しないまま記入してください。(附表の合計を転記)				
	規則第3条第1項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物による発電を行う焼却施設への搬入)	③					
	規則第3条第1項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を焼却処理する際の焼却熱を回収し製品の製造工程に利用する焼却施設への搬入)	④					
	規則第3条第2項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (BSEに関連した、患畜、牛の特定部位及び死亡牛などの焼却処理を行う焼却施設への搬入)	⑤					
規則第3条第2項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係る焼却処理又は最終処分等知事が認める搬入)		⑥					
規則第3条第2項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (激甚災害又は武力攻撃災害による復旧事業により発生した産業廃棄物の焼却処理又は最終処分などで知事が認める搬入)		⑦	端数は処理しないまま記入してください。				
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ① - (②+③+④+⑤+⑥+⑦)		⑧	千		2 5 1.0012		
この申告により申告納入すべき産業廃棄物税額 (⑧×800円/トン又は⑧×1,000円/トン)		⑨	百万円		2 0 0 8 0 0		
申告期限		令和5年1月31日					
備考		焼却施設の場合は、⑧×800円、最終処分場の場合は、⑧×1,000円で計算した税額を記入してください。(1円未満の端数は切り捨てる)					

(注) 1 この申告書は、特別徴収義務者が委託により焼却処理又はなお、特別徴収義務者が委託により中間処理を行った後別途様式第19号を作成して申告納付を行ってください。
 2 ①欄については、附表を必ず添付してください。
 3 ⑨欄については、搬入ごとに1円未満の税額を切り捨てた場合は、その合計を記載してください。
 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。
 5 規則第3条第2項第4号の場合は、⑤～⑦で類するものに記載してください。

登 録 番 号								
1	1	1	1	1	1	1	1	1

期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量に関する明細書					
申告の対象期間		令和4年10月 1日から 令和4年12月31日まで			
産 種	重量の計測が困難な場合 注) 換算係数 (B)	換算重量 (トン) (A) × (B) = (イ)	合計重量 (トン) (ア)+(イ)		
			マニフェストに記載されたとおりの内容を記載してください。		
燃 え	26.9978	1.14	.	26.9978	
汚 泥	20.3265	1.10	.	20.3265	
廃 油	123.8897	0.90	.	123.8897	
廃 酸	.	1.25	.	.	
廃 アルカリ	.	1.13	.	.	
廃プラスチック類	14.6451	0.35	.	14.6451	
紙 く ず	3.6110	0.30	.	3.611	
木 く ず	13.7811	0.55	.	13.7811	
織 維 く ず	.	0.12	.	.	
動植物性残さ	.	1.00	.	.	
動物系固形不要物	.	1.00	.	.	
ゴ ム く ず	.	0.52	.	.	
金 属 く ず	8.4650	1.13	.	8.465	
ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず	39.2850	1.00	.	39.2850	
鋳 さ い	.	1.93	.	.	
が れ き 類	.	1.48	.	.	
動物のふん尿	.	1.00	.	.	
動物の死体	.	1.00	.	.	
ば い じ ん	.	1.26	.	.	
廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	.	1.00	.	.	
合 計	251.0012	/	.	(申告書①欄に転記) 251.0012	

- (注) 1 この明細書は、様式第14号①欄の内訳として同様式に必ず添付して提出してください。
 2 換算係数 (B欄) は変更できません。
 3 課税の特例の適用を受ける搬入量については、特例の要件 (様式第14号②～⑦欄) ごとに別途この明細書を作成してください。